

第4次行政改革アクションプラン 令和5年度進行状況調査結果

○第4次行政改革アクションプラン…第4次行政改革大綱(推進期間:令和2～6年度の5年間)に基づき、各年度の取組内容等を具体的に示した行動計画(39項目)

○進捗指標…令和5年度の取組方針と取組状況との比較(5点満点)

※進捗指標 5点…達成(100%) 4点…概ね達成(70%以上) 3点…取組中(40%以上70%未満) 2点…取組中(10%以上40%未満) 1点…未着手・取組開始段階(10%未満)

推進項目 1 市民サービスマネジメント (1) 市民サービスの向上

ICT技術を活用した各種届出書類(手書き書類)の簡略化や、手続窓口のワンストップ化、手数料等支払方法のキャッシュレス化などを図ります。また、マイナンバーカードの普及と、マイナンバーカードを活用した市民生活の利便性の向上を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
1	1-1-1	第4次行政改革の推進	行革DX推進課	全職員が第4次行政改革の考え方について共通認識を持ち、第4次行政改革アクションプランに掲げる改革プログラムの目標を達成するため、積極的に取組を推進する。	令和4年度に改訂した第4次行政改革アクションプランに基づき、令和4年度中におけるアクションプラン(39項目)の進行状況調査を行った。その結果、アクションプラン(39項目)の進捗指標の平均が5点満点中「4.4」となった。	5
2	1-1-2	おくやみ窓口の導入	行革DX推進課	おくやみに関する必要な手続や書類作成のサポートによる遺族の負担軽減を目的とした「おくやみ窓口」の導入や、手続を総合的に案内する「おくやみハンドブック」の作成により、市民サービスの向上を図る。	令和5年度の実施内容は次のとおり。 ・実施日 平日(実施日:243日) ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで ・実施場所 本庁舎1階市民課窓口 ・業務内容 おくやみ手続支援 ・利用件数 累計861件、1日平均3.5人 また、必要手続きを自宅で確認できる「おくやみ手続ナビ」の運用を令和6年1月末から開始した。	5
3	1-1-3	各種行政手続のオンライン化	行革DX推進課・情報システム課	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」(令和2年3月4日改訂 内閣官房・内閣府・総務省)を踏まえ、積極的にオンライン化を進め、市民の利便性向上に努める。	各種行政手続については、庁内向け利用フローの周知・啓発等により、電子申請の利用促進を図った。システム操作研修会は実施できなかったが、「スクールバス利用希望調査」や「道の駅拡張に伴う遊具選定に向けたアンケート」などの実施支援を行い、約50手続を新たに公開できた。 令和5年度件数:7,152件 県内ワーキンググループに参加し、次期いばらき電子申請・届出サービスの検討を行い、現行システムのバージョンアップによる利便性向上を要望し、その結果、より使いやすいUIへの変更が進められた。	5

推進項目 1 市民サービスマネジメント (1) 市民サービスの向上

ICT技術を活用した各種届出書類(手書き書類)の簡略化や、手続窓口のワンストップ化、手数料等支払方法のキャッシュレス化などを図ります。また、マイナンバーカードの普及と、マイナンバーカードを活用した市民生活の利便性の向上を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
4	1-1-4	マイナンバーカードの普及促進、活用促進	市民課	個人番号カード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの普及促進に努めつつ、関係各課と協力することで活用の幅を広げ、市民サービスの向上を図る。 令和3年3月(予定)からマイナンバーカードを健康保険証(国保・後期高齢者医療)として利用できるようにするためのシステム構築や、保険証の更新時期等に合わせたマイナンバーカード取得勧奨のための広報及び保険証機能の活用促進を図る。	カードの申請を促進する取組として、来庁困難な者(施設入所者等)を対象とした出張申請及び母子保健課と連携した乳幼児健康診査会場への出張申請を実施した。 これらの取組により、令和5年度末時点での、人口に占めるカード申請割合は87.1%(前年度末比5.4%増)、交付割合は78.2%(前年度末比13.0%増)に向上したが、全国平均と比較すると申請割合は2.0%、交付割合は0.4%下回った。 マイナ保険証の利用登録については、国民健康保険証の一斉交付時にリーフレットを同封(15,286通)し周知を行うとともに、マイナンバーと健康保険証の登録情報紐づけは、医療保険課においてサポートしている。	3
5	1-1-5	公金収納方法の拡充	収税課	市税、料金等の収納方法について、住民サービスの向上、収納率の向上を目的とすると共に、近年の社会情勢の変化によるライフスタイルの多様化を考慮した、新たな収納方法を導入する。	実施日 令和5年4月 業務内容 地方税共通納税に対応するシステム稼働 地方税統一eL-QRコード付き納付書での電子納付開始 対象税目 固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割) 市県民税(普通徴収) 国民健康保険税 広報方法 市ホームページでの納付方法説明動画 納税通知書への「お知らせ」同封 各窓口ヘリーフレット設置 利用件数 年間8,500件	5
6	1-1-6	市民への情報発信方法の充実	広報広聴課	多様なツールによる情報発信を行うことで、より市民が情報を受け取り易くなることから、随時、新しい情報発信ツールを調査し、導入の検討を行う。	X(旧twitter)、facebook、Instagram、YouTube、LINEを活用して情報発信を行った。令和4年度に比べ、フォロワー数がX(旧twitter)は381人、facebookは108人、Instagramは764人、LINE登録者(友達追加数)は1,299人増加した。	3
平均						4.3

推進項目 1 市民サービスマネジメント (2) 組織機構改革と職員の意識改革

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、効率的で柔軟な組織体制の構築を図ります。
 職員研修制度を充実させ、職員個々の能力を醸成する機会を積極的に提供するとともに、筑西市の現状と課題を的確に認識し、市民感覚とコスト感覚のバランスをもって仕事に取り組む職員の育成を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
7	1-2-1	働き方改革の推進(テレワークの導入等)	人事課	ワーク・ライフ・バランスの実現及び社会情勢の変動等に起因する多様な働き方を実現するべく、テレワークや時差出勤制度の導入等により、事務効率・生産性の低下を招くことなく柔軟な働き方を推進する。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、ワーク・ライフ・バランスの推進及び運用の改善のため、在宅勤務の実施に関する要領等を改正した。そのほか、時差出勤やフレックス制など、柔軟な働き方を実現するための制度についても、先進事例の調査研究を行った。	5
8	1-2-2	人材育成と職員の意識改革	人事課	時代のニーズに的確に対応できる人材を育成するため、現行の人材育成基本方針を見直し、これからの目指すべき職員像を明確にする。併せて、新たな人材育成基本方針に基づいた研修計画を策定し、組織的な育成プログラムの実施により、職員の資質向上と意識改革を図る。	新たな人材育成基本方針に基づき、これまでの研修内容を見直し、職員の資質向上と意識改革を図るための組織的な人材育成プログラムを作成した。	5
9	1-2-3	人事管理の効率化(出退勤管理システムの導入等)	人事課	タイムカードを廃止し、出退勤管理を電子化するとともに、時間外勤務や休暇申請などを含めた庶務事務システムを導入する。データ連携により職員の勤務状況を一体的に管理・集計し、事務の効率化を図る。	公募型プロポーザル方式により、出退勤・庶務事務システムの調達を実施した。契約業者とシステムの設定についてワーキングを重ね、運用開始に向けた準備を進めた。	5
10	1-2-4	窓口業務等の民間委託	行革DX推進課	窓口業務等に係る職員の事務負担を軽減し、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力するため、窓口業務等の民間委託を積極的に推進する。	民間委託が可能な窓口業務等の検討が進んでおらず、令和5年度の取組方針である民間委託が可能な窓口業務等の選定に至らなかった。	1
平均						4.0

推進項目 1 市民サービスマネジメント (3) ICT技術の活用による業務効率化

インターネットやスマートフォン等のICTを活用した業務システムの充実を図り、市民視点に立った行政サービスのデジタル化を推進します。
業務フローの見直しを図るとともに、AIやRPAなど先進的技術を活用した業務の省力化・効率化等を図り、「働き方改革」を推進します。
情報システム等に係る開発・運営コストを抑制するため、仕様の標準化・共通化を推進します。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
11	1-3-1	ICT技術の活用推進(AI・RPAの導入等)	行革DX推進課	AIやRPA等の新たなICT技術の活用により、業務の効率化と正確性の確保を図り、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供など、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体」の構築を目指す。	学校給食課、収税課、道路維持課、資産税課、健康増進課、コロナワクチン接種対策室、介護保険課、高齢福祉課、指導課の計9課10業務にAI-OCR、RPA等を導入し、8割程度の業務削減効果が得られた。(削減時間は年間2,992時間程度) さらに、生成AIやAI音声認識文字起こしツールの試験運用を行い、令和6年度の本格導入を決定した。	5
12	1-3-2	ペーパーレス化の推進(電子決裁等)	総務課	文書決裁を電子化するとともに、文書の施行から廃棄のプロセスを見直し、業務効率の向上及びペーパーレス化の推進を図る。	令和5年度の実施内容は以下のとおり。 ・財務会計システムにおける電子決裁の運用を10月から開始 ・文書管理システム導入に向け、9月にシステム取扱企業数社に対して情報提供依頼書を発出 ・情報提供依頼書の回答内容を基に、文書管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施のための要件整理を実施	5
平均						5.0

推進項目 1 市民サービスマネジメント (4) 行政評価制度等の充実・強化

これまで実施してきた行政評価手法を再検討し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに資するための行政評価制度の充実・強化を図ります。
また、市役所業務の適正な執行について、自らがルール化しリスク管理を行う内部統制制度の導入について検討します。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
13	1-4-1	行政評価制度の充実・強化(事務事業のスクラップ&ビルド)	企画課	厳しい財政状況を鑑み、PDCAマネジメントサイクルの中で、施策や事務事業の継続的な見直しを行い、計画的な行政運営を図る。	新システムへの移行が済んでいなかった事務事業評価システムについて、システム構築作業を進め、円滑なシステム移行が完了した。 また、限られた財源のなかにおいても、より効果的な事業の企画立案を実施できるよう、これまで担当課による自己評価にとどまっていた事務事業評価について、新たに企画課による評価及びフィードバックを実施し、より効果的なPDCAサイクルの管理が可能となった。	4
14	1-4-2	SDGsの推進に向けた全庁的な取組	企画課	総合計画において分類した各施策のSDGsの目標に基づき、各課で指標(KPI)を設定するとともに、SDGsの目標達成に向けて市全体として取組んでいく。	令和5年8月に「筑西市SDGsロゴマーク使用取扱要綱」を定め、本市独自のSDGsロゴマークを決定した。当該ロゴマークの使用に関する周知を行うとともに、持続可能なまちづくりに向けた取組内容を分かりやすく示すため、当該ロゴマークのピンバッジを作成・販売した。また、SDGsパートナー(所管は市民協働課)及び市職員を対象とした外部講師による研修会を実施し、SDGsの制度趣旨への理解を深めた。さらに、令和6年2月29日に関彰商事(株)とのSDGsの推進に向けた包括連携協定を締結した。	4
					平均	4.0

推進項目 1 市民サービスマネジメント (5) 自治組織、NPO等との協働・民間活力導入

地域社会を構成する市民、自治組織、民間団体、事業者等と行政が相互の連携を図り、それぞれの役割と責任を分担して協働していくための環境づくりを推進します。
指定管理者制度やPFIなど官民連携による民間活力の導入を積極的に推進することで、限られた人材を必要な行政サービスに集中することにより、行政サービスの質の向上を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
15	1-5-1	指定管理者制度の適正な運用	管財課	指定管理者が専門的知識や経営資源を活用し、施設を効果的・効率的に管理運営をすることで、サービスを安定的かつ継続的に提供することが可能か等をモニタリングし、適正な運用を図る。	指定管理者制度を導入している39施設について、業務が適切かつ確実に遂行されているか、第三者委員会である行政改革推進委員会でモニタリング結果の検証を行い、適切に確認及び評価を実施した。 なお、下館南・北自転車等駐車場、新治駅東・西駐車場、新治駅自転車等駐車場の5施設は、利用料金の減収に伴い、令和5年4月から人員配置による指定管理者制度から無人での直営方式に戻した。 また、令和5年度に指定管理期間が満了するあけの元気館等複合施設及び図書館については、制度の更新手続(公募、審査等)を進めた。その結果、令和5年度第4回市議会定例会において指定管理者の指定議決等を受け、令和6年4月から業務開始した。その際、新たな課題として、会計処理の透明性や公募時の競争性の確保のための取組について詳細協議のうえ、基本協定書に規定した。	5
16	1-5-2	自治会活動の支援	広報広聴課	身近な地域の課題を自らの力で解決できるよう、助言等を行い支援する。	市役所が市民に身近な行政窓口の役割を担うとともに、地域の実情に沿った助言等を行うことにより、自治会自らが主体的かつ継続的に運営できるような地域づくり実現を目指している。 令和5年度も自治会からの相談に対し、各々の自治会の実情を踏まえ、類似した事例を参考にしながら助言等を行い、問題解決へ向けての支援を行った。	5
17	1-5-3	民間提案募集	管財課	公共施設及び公的不動産の利活用等について、民間の自由な発想による創意工夫を生かした提案を募ることにより、行政サービスの向上、公共施設等の維持管理経費の削減を図る。	「筑西市学校跡地利用計画」に基づき、事業提案型一般公募により事業者の募集を行い、応募があった4事業者について、プレゼンテーション審査を実施した結果、旧下館北中学校と上野小学校において優先交渉権者を選定した。また、「下館駅周辺にぎわいづくり推進事業」では優先交渉権者を選定し、協議の結果、中央図書館の東隣に「CAFE 28+」のオープンが決定した。	5
18	1-5-4	協働のまちづくりの推進	市民協働課	協働のまちづくり推進計画に基づき、成熟した市民協働社会の形成に向けた協働のまちづくりを推進していく。また、第3次推進計画(平成29年度～令和3年度)の計画期間終了に伴い第4次推進計画を策定する。	第4次協働のまちづくり推進計画に位置付けられた39事業について、各事業の令和4年度中における進捗状況及び令和5年度中における取組方針等を把握するため調査を行うとともに、各所属長に計画の総合的かつ計画的な推進を依頼し協力を求めた。	5
平均						5.0

推進項目 2 行政資源マネジメント (1) 公共施設等の老朽化対策と適正管理

公共施設やインフラの維持管理について、「事後保全」から「予防保全」への転換を図り、利用者の安心安全の確保と施設の長寿命化を推進します。各施設の老朽化の状況等を横断的に比較し、優先順位に基づく中長期修繕計画を策定し、維持管理・更新経費の平準化を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
19	2-1-1	包括管理業務による施設の適正管理	管財課	対象62施設の設備等の保守管理、点検、法定検査等の業務を、民間のノウハウを最大限活用し包括的に実施することで、各施設を良好な状態に保つ。また、現業務委託の評価・検証を行い、次期業務委託をより質の高い効率的なものとするよう検討していく。	対象68施設(令和5年度より6施設追加)の設備等の保守点検業務を包括的に実施することで施設を統一的な視点で安全に管理することができた。また、次期業務委託について、現業務委託の成果を基に仕様書を定め、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、令和6年度からの事業開始に向けた詳細協議を行った。	5
20	2-1-2	固定資産台帳データの適正管理	管財課	市が保有する固定資産の情報を適正に管理するため、「公会計管理台帳システム」のデータを更新し、「固定資産台帳」に反映させる。また、公共施設の適正配置及び有効活用の観点から、公会計管理台帳システムデータの活用を促進する。	令和4年度における固定資産の異動について台帳の更新を実施し、固定資産の増減を把握した。また、決算書に係る公有財産(土地及び建物)情報について、公会計管理台帳データを反映した。また、公会計管理台帳データに反映させる公有財産情報を事前に精査し、対象事業を選定することで入力効率化を図った。	5
					平均	5.0

推進項目 2 行政資源マネジメント (2) 公共施設等の適正配置と計画的な更新

平成26年度に策定した「公共施設適正配置に関する指針(公共施設等総合管理計画)」及び平成28年度に策定した「公共施設適正配置のための基本方針」に基づき、施設類型ごとの特性を踏まえて全庁横断的な検討を重ね、具体的な方向性を示す「適正配置実施計画(個別施設計画)」を策定します。

また、同計画や人口減少・少子高齢化等の動態を踏まえ、将来を見据えた施設総量の最適化や、廃止・転用・多機能化・複合化など戦略的な公共施設の適正配置を検討します。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
21	2-2-1	公共施設マネジメントの推進	管財課	市の公共施設全体を総合的に管理・運営し、戦略的な適正配置を検討するため、「公共施設マネジメントシステム」の適切な運用により情報を一元管理するとともに、職員研修やワーキングチームの開催により情報の共有及び取組の推進を図る。	令和4年度に引き続き、当初9つの取組案件に1案件「明野学校給食センターの統合」を加え、特別チーム等において事業化するために課題を整理し、スケジュールを更新させ、公共施設マネジメント推進委員会において進捗管理した。 その結果、「関城支所と生涯学習センターの複合化等」は地区協議会等で承認を得て解決し、「公民館運営方法の見直し」、「あけの元気館等の機能集約・複合化」が令和6年度予算で事業化がなされた。また、「協和保健センター近隣施設の機能集約・複合化」は、利用団体と調整のうえ、令和6年度で事業化に取り組んでいる。	5
22	2-2-2	公共施設適正配置に関する指針の見直し	管財課	公共施設適正配置の基となる各種方針等について、推進期間等(サイクル)に応じて見直しを行い、市全体での計画的な取組を推進する。	「公共施設適正管理に関する指針(公共施設等総合管理計画)」について総務省からの見直し要請事項(「公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)」策定による将来コストの削減効果、将来の維持管理経費等を規定することなど)を内容として令和6年3月に改訂した。	5
23	2-2-3	公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)の策定	管財課	施設類型(教育関係施設、福祉・保健関連施設など)ごとの具体的な統廃合、長寿命化等の方向性及び中長期修繕計画等を示した「公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)」を策定し、計画を核とした公共施設全体のメンテナンスサイクルを確立する。	実施計画の策定や予算編成において、各施設所管課から要望される修繕費等について、緊急性の有無を確認するため管財課職員が直接現地確認を行い、適切な優先度評価(トライアージ)を実施した。 また、次年度から包括管理業務導入施設を対象に内製化修繕及び小規模修繕(130万円以下)が開始されることから、より計画的な施設のメンテナンスサイクルが整えられる見込みである。	4
平均						4.7

推進項目 2 行政資源マネジメント (3) 公有財産の有効活用

公有財産を資産と捉えて、新たな歳入を得るための方策を検討します。

市有地の売却や、借地の返還、必要な借地の買取り、適正な賃貸借基準の設定など、市有地の有効活用と適正管理を図ります。遊休地(低未利用地)や公共施設の再編等に伴う跡地についても、貸付や売却を含めた有効活用を検討します。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
24	2-3-1	市有資産の有効活用(貸付、売却等)	管財課	低未利用地の継続的な現状把握を行い、貸付けや売却による有効活用を促進する。	令和4年度に不動産鑑定評価を実施した1物件について、公有財産有効活用検討委員会を経て、一般競争入札により売払いを実施予定であったが、方針を変更し当該地の整地工事を実施した。また、次年度の売払いに向け、不動産鑑定評価を2件行った。	3
25	2-3-2	ネーミングライツ事業の導入	管財課	ネーミングライツの導入により、新たな自主財源の確保を目的とし、市有財産の有効活用及び施設の良好な運営を図る。	「筑西市ネーミングライツ導入ガイドライン」、「筑西市ネーミングライツ・パートナー募集要項(提案募集型)」を市HPへ公表し、民間事業者が随時応募を実施できる体制を整えた。結果、下館運動公園へネーミングライツが導入された。	5
26	2-3-3	有料広告掲載事業の充実(ルール化)	行革DX推進課・広報広聴課	有料広告掲載事業の導入に関するガイドラインを策定することで、全庁的な事業の導入促進を図る。併せて、他の広告媒体への事業拡大を検討し、更なる自主財源の拡大を図る。	有料広告掲載事業ガイドライン(案)の検討について、主管課や関係課との協議の実施に至らなかった。	1
27	2-3-4	借地情報の一元管理と借地契約締結(更新)のルール化	管財課	借地情報をデータベース化し、公会計管理台帳システムにおいて更新管理するとともに、契約内容等の比較検討を行い、借地契約における全庁的な基準を構築する。	情報の得られた借地について、公会計管理台帳システムへの入力を進めた。なお、ルール化については進めることができなかった。	1
平均						2.5

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (1) 受益者負担の適正化

受益者負担の考え方は、特定の行政サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保するというものです。行政サービスの料金設定にあたっては、負担公平、負担均衡の観点から定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
28	3-1-1	使用料・手数料の適正化 (減免制度の見直し)	管財課	使用料・手数料の適正化として、これまでに市内統一的なルールに基づく施設の貸出区分及び料金体系を確立してきたが、更に、既存の減免制度を見直し、地域間格差の解消及び利用団体間の公平性の確保を趣旨として運用を図る。	令和5年4月よりザ・ヒロサワ・シティ体育館における「冷房及び暖房費の取扱い」について、公用等以外の利用については減免せず徴収することとし運営を開始した。しかし、夏場における連日の猛暑により、熱中症事故を防止するため新たな対策を講じる必要があり、冷房費の取扱いについて検討を行った。結果、熱中症の危険性がある令和5年度の期間中に、市内小学生以下が「暑さ指数」の規定値を超えた際に使用した冷房代については、その時間帯分の徴収金を返金することとした。	5
29	3-1-2	未収債権(税外債権を含む。)回収の強化	収税課	徴収専門研修等への積極的な参加や、茨城租税債権管理機構への職員派遣を行い、専門的知識を習得し、経験を高め、催告や差押及び不動産公売などの滞納整理を効果的かつ適正に行い、市税収入の確保及び納税者間の公平性を図る。	茨城租税債権管理機構において開催される定期的な徴収専門研修等への参加や機構顧問に徴収困難案件を相談する等、専門的知識の習得や経験を高めた。 ・市税徴収率現年分 目標98.9%⇒実績98.91% ・市税徴収率滞納繰越分 目標34.0%⇒実績34.94% ・徴収専門研修参加人数(11講座)⇒延べ29人	5
平均						5.0

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (2) 歳入の確保・税外収入の拡大

市税等の減少や普通交付税の合併算定替の終了など、今後も歳入の増加を見込むことは厳しい状況にあります。このことから、広告収入や国県補助金等の確保、ふるさと納税、公有財産の有効活用など、多様な財源の確保に努めます。

歳入の根幹である市税収入については、課税客体等の的確な把握に努めるとともに、徴収体制の組織強化を図り、徴収率の向上に努めます。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
30	3-2-1	企業誘致の推進	企業誘致推進課	新規企業誘致を図りつつ、既存企業が長期安定操業する為のフォローアップ体制の充実を図ることで、市内工業団地内に立地する既存企業が市外へ流出することを防ぐ。	市内工業団地等に立地する既存企業19社に対し、操業状況の確認及び企業が抱える課題、行政に対する要望等に対応するフォローアップを実施した。	5
31	3-2-2	ふるさと納税の推進(返礼品の充実、業務委託による事業推進等)	産業戦略課	市独自の魅力ある返礼品の開拓や、企画運営に関する業務委託契約の締結及びふるさと納税型クラウドファンディング(GCF)の活用推進により、更なる財源確保と市のイメージアップを図る。	引き続き、ふるさと納税の企画運営に係る業務委託契約を締結し、寄附受入額の増に努めた。 具体的には、有料広告を活用した市のPRや、上記委託事業者と連携して返礼品事業者向けの勉強会を開催するなど、寄附の訴求力向上に努めた結果、令和5年度の寄附受入額は約6億円となり、最終年度の目標金額を大きく上回る結果となった。	5
32	3-2-3	企業版ふるさと納税制度の活用等	産業戦略課	本制度は、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高め、企業とのパートナーシップの構築や新たな財源の確保に向けた取組みとして注目され、本市においても有効なものであることからトップセールスによるダイレクトなアピール並びに全庁的な連携による営業活動を推進する。	引き続き、企業版ふるさと納税寄附企業の募集を、営業やトップセールス等で積極的に実施するとともに、寄附募集に係る業務を委託した3社と連携し、寄附金額の向上に努め、令和5年度は1,440万円の寄附を集めた。 また、寄附企業に対しては、当市で設定したベネフィットに基づき、感謝状の贈呈や本市ホームページや広報紙での企業紹介等を行い、企業との良好な関係作りにも尽力した。	3
					平均	4.3

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (3) 地方債残高の縮減等

地方債は、公共施設の建設や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により資金を調達することで、事業の円滑な執行が確保できるとともに、元利償還金という形で財政負担を後年度に平準化することによる、世代間の負担調整機能を有しています。しかし、地方債残高が増え過ぎると、将来世代にその返済の負担を強いることとなります。

そこで、人口減少時代を見据えた、次世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造とするため、市債発行の抑制による地方債残高の縮減に努めます。

また、地方債の償還や、公共施設の大規模修繕・更新時期等を踏まえた中長期的な財政計画を策定し、持続可能な財政運営を図ります。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
33	3-3-1	地方債残高の縮減	財政課	合併特例事業以外の普通建設事業を抑制することで合併特例債以外の地方債の新規発行を抑制する。	令和5年度同意の合併特例債以外の地方債の発行額は、一般会計で1,519,300千円であり、令和5年度末の地方債の現在高(合併特例債含む)は47,013,095千円となった。	2
34	3-3-2	中期財政計画の策定	財政課	前年度決算を反映し、着手済の大型継続事業「玉戸・一本松線整備事業、明野地区義務教育学校整備事業、スピカビル本庁舎等改修事業、認定こども園せきじょう整備事業」や、今後予定されている道の駅拡張整備事業など投資的事業を盛り込み、全体的な後年度への影響を試算し一般会計の収支と基金残高等を推計する。	令和5年度において、中期財政計画を更新した。	5
					平均	3.5

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (4) 公営企業等の経営改革

独立採算制を基本とする公営企業(水道事業、下水道事業、農業集落排水事業)が、必要なサービスを将来にわたって安定的に提供していくことができるよう、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定や、施設設備のストックマネジメント、適正な料金水準の設定など、公営企業の経営改革に取り組みます。

また、老朽化する施設の更新や、人口減少による使用料収入の減少など、経営環境が一層厳しくなることを踏まえ、事業の広域化・共同化や、官民連携の手法等について検討します。「茨城県西部メディカルセンター」及び「筑西診療所」を運営する地方独立行政法人茨城県西部医療機構の健全経営を図るため、市として必要な支援及び監督を行います。

No.	プログラムNo.	取組項目	主管課	推進期間の取組内容	令和5年度取組状況	進捗指標
35	3-4-1	水道事業の健全経営	水道課	経営戦略の基本方針である持続的・安定的な経営を目指し、普及率の向上等による給水収益の確保や計画的な施設・設備の更新による維持管理費の削減を図る。また、社会経済情勢や水道を取巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じて経営戦略の見直しを行う。	中長期的な投資・財政計画の見直しと新たな目標値の設定を行い、経営戦略の改定を実施した。	5
36	3-4-2	下水道事業の健全経営(企業会計導入による経営管理)	下水道課	令和2年度から企業会計に移行し効率的な事業運営に努めるとともに、経営状況を明らかにするため財務諸表を作成し公表していく。また、平成29年3月に策定した下水道事業経営戦略の見直しを行い、一層の経営基盤強化につなげる。	経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するための経営比較分析表を作成し、ホームページにより市民に公表することができた。なお、令和5年度決算における経費回収率は、最終目標値の95%を達成することができた。	5
37	3-4-3	農業集落排水事業の健全経営(企業会計導入による経営管理)	下水道課	令和2年度から企業会計に移行し効率的な事業運営に努めるとともに、経営状況を明らかにするため財務諸表を作成し公表していく。また、令和2年3月に策定した農業集落排水事業経営戦略の見直しを行い、一層の経営基盤強化につなげる。	経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するための経営比較分析表を作成し、ホームページにより市民に公表することができた。	4
38	3-4-4	水道事業の広域化の推進	水道課	国・県が推進する水道事業の広域化について、広域連携の形態や支援制度等について調査・研究し、施策導入の可否も含めた検討を行う。	県主体の水道事業に係る広域連携検討の会議に参加した。併せて、県と共に広域連携の検討の一つである施設最適化のシミュレーションを作成した。	5
39	3-4-5	茨城県西部医療機構の健全経営のための支援及び監督	地域医療推進課	茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を運営している地方独立行政法人茨城県西部医療機構に対し、定期的に運営状況の把握に努めるとともに、状況に応じた適切な支援や法人の評価に基づく指導・監督を行い、安定した経営が図れるよう必要な協力を行う。	茨城県西部医療機構に係る令和4年度の業務実績に関して、真壁医師会長、筑波大学附属病院長、自治医科大学附属病院長、茨城県看護協会長及び公認会計士によって構成される茨城県西部医療機構評価委員会において、客観的な意見を徴取したうえで評価を行い、中期計画の達成状況を確認し、継続的な指導・監督を行った。また、茨城県西部医療機構運営検討会において、経営状況について確認し、補助金など市の支援について協議を行った。	4
平均						4.6
全推進項目(39項目)の平均						4.3